

憲法施行75年

★平和憲法は何を守るのか

今年も憲法月間を迎えました。日本国憲法は、私たちの大切なものを守ってくれています。いまウクライナ戦争を目の当たりにして、戦争と平和という視点から、このことを考えて見ようではありませんか。

この戦争で犠牲になっているもの

◆ウクライナでは今日も、何の罪もない幼子、母親、病人、身体障害者、老人たちを含む民間人が殺されています。弱く尊い命がまるでゴミのように扱われて犠牲になっています。

◆犠牲になっているものは、命だけではありません。かの地では、人間の命を尊ぶ倫理規範が日々踏みじられているのです。

ウクライナが守ろうとしているもの

◆ウクライナのゼレンスキー大統領が英国議会での演説でハムレットの言葉を引用して「(運命に逆らって)闘うべきか、それとも(運命に)屈服すべきか」と述べたと言われます。(4・30朝日新聞)

◆運命とはロシアの武力侵略のことです。その中でウクライナが守ろうとしているのは、第一に国民の命ですが、もう一つその命を支えている普遍的な倫理規範、価値観です。

◆国民の命を守るために、普段備えるべきものは、武力でしょうか？それとも、倫理規範を備えた国の憲法でしょうか？ウクライナの戦争はその事を問いかけています。

日本がいま守らねばならぬものー平和憲法

◆一方日本では、この戦争に便乗した憲法改正論、軍備増強論、核兵器共有論(安倍元首相)が頭をもたげています。これは、戦争放棄を謳った憲法九条と非核三原則に真つ向から反する極めて危険な主張です。

◆ウクライナの出来事に便乗して「普段から軍備を準備増強しておかないとウクライナのようになる」という主張は間違っています。

◆普段から備えるべきは軍備増強ではなく、憲法に謳われている非戦平和主義の国家の姿です。

◆憲法施行75年。幸いいま戦争に直面していない日本が守らなければならないのは、平和憲法であることをしっかりと心に刻もうではありませんか。

二〇二二年五月八日(日)護憲平和行進(通算663回目)
浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―五
★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合



日本国憲法前文より
〔平和的生存権〕

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

憲法第九条〔戦争の放棄・交戦権の否認〕

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段とし、前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。